

横浜市における教育・保育資源の種類と定義（令和８年４月１日現在）

【給付対象施設・事業】

種別		箇所数	利用定員
特定教育・保育施設	幼保連携型認定こども園	64	12,110
	うち預かり保育実施園 ※１	63	－
	幼稚園型認定こども園	14	2,763
	うち預かり保育実施園 ※１	14	－
	幼稚園	156	21,273
	うち預かり保育実施園 ※１	134	－
	保育所	874	65,850
	市立	56	5,499
	民間	818	60,351
特定地域型保育事業	家庭的保育事業		14 67
	小規模保育事業	A型	246 3,953
		B型	15 212
		C型	1 10
	事業所内保育事業		4 31

【給付対象外施設】

種別		箇所数	児童数
幼稚園（休園中を除く。） ※２		53	5,756
うち預かり保育実施園 ※１		27	－
認可外保育施設	横浜保育室	8	214
	一般認可外保育施設	104	2,125
	事業所内保育施設	173	2,455
	ベビーホテル	73	1,179

※１ 保育を必要とする在園児を園において預かる事業。

※２ 給付対象外の幼稚園の児童数については、令和８年５月１日現在の在園児数。

【用語の定義】

用語	定義
教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。
特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。
幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供し、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設。
幼稚園型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供し、学校としての法的位置付けを持つ施設。
幼稚園	満3歳以上の就学前児童を対象に学校教育を提供し、学校としての法的位置付けを持つ施設。
預かり保育	横浜市から事業の実施について認定を受けた幼稚園・認定こども園で、教育時間の前後に、保育を必要とする在園児を園において預かる事業。
保育所	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設。
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。
小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。
事業所内保育事業 (給付対象)	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。
認可外保育施設	設置認可を受けていない保育施設の総称。
横浜保育室	3歳未満児の待機児童の解消、認可保育所で対応しきれない多様な保育ニーズへの対応、保護者負担の軽減などを目的に、横浜市が独自に定める設備や保育水準を満たす施設を「横浜保育室」として認定した認可外保育施設。
一般認可外保育施設	認可外保育施設のうち、横浜市から運営に要する経費を助成していないものであって、事業所内保育施設及びベビーホテル以外のもの。
事業所内保育施設 (給付対象外)	認可外保育施設のうち、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どもの保育する施設。
ベビーホテル	認可外保育施設のうち、 ①夜間保育、②宿泊を伴う保育、又は③利用児童のうち一時預かり（時間単位での預かり）の乳幼児が半数以上のいずれかを行っているもの。